

前橋合同庁舎ほか6施設 LED 照明器具賃貸借事業 契約書（案）

群馬県知事（以下「甲」という。）と、\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、乙が所有する LED 照明器具（以下「物件」という。）の賃貸借に関し次のとおり契約を締結する。

（契約金額）

第1条 契約金額 金 \_\_\_\_\_ 円  
（内消費税額及び地方消費税額 \_\_\_\_\_ 円）

2 年度別年支払額は、以下のとおりとする。

令和8年度 金 \_\_\_\_\_ 円(内消費税額及び地方消費税額 \_\_\_\_\_ 円)  
令和9年度 金 \_\_\_\_\_ 円(内消費税額及び地方消費税額 \_\_\_\_\_ 円)  
令和10年度 金 \_\_\_\_\_ 円(内消費税額及び地方消費税額 \_\_\_\_\_ 円)  
令和11年度 金 \_\_\_\_\_ 円(内消費税額及び地方消費税額 \_\_\_\_\_ 円)  
令和12年度 金 \_\_\_\_\_ 円(内消費税額及び地方消費税額 \_\_\_\_\_ 円)  
令和13年度 金 \_\_\_\_\_ 円(内消費税額及び地方消費税額 \_\_\_\_\_ 円)  
令和14年度 金 \_\_\_\_\_ 円(内消費税額及び地方消費税額 \_\_\_\_\_ 円)  
令和15年度 金 \_\_\_\_\_ 円(内消費税額及び地方消費税額 \_\_\_\_\_ 円)  
令和16年度 金 \_\_\_\_\_ 円(内消費税額及び地方消費税額 \_\_\_\_\_ 円)  
令和17年度 金 \_\_\_\_\_ 円(内消費税額及び地方消費税額 \_\_\_\_\_ 円)

3 甲は、予算の都合により必要があるときは、甲乙協議し、前項の年度別支払額を変更することができる。

4 乙は、契約締結後14日以内に、本契約の対象となる施設ごとの賃貸借料を示した施設別賃貸借料一覧を作成し、甲に提出しなければならない。

（総 則）

第2条 甲及び乙は、この契約書に基づき、前橋合同庁舎ほか6施設 LED 照明器具賃貸借仕様書、器具一覧、器具仕様表及びこれらの図書に係る質問回答書をいう。以下「物件仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び物件仕様書を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 乙は、物件仕様書の物件を物件仕様書記載の設置期限までに設置し、その物件を甲に賃貸するものとし、甲は、賃貸借料を支払うものとする。

3 甲は、その意図する物件を設置及び賃貸させるため、事業に関する指示を乙に対して行うことができる。この場合において、乙は、当該指示に従い事業を行わなければならない。

4 乙は、この契約書若しくは物件仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示

若しくは甲と乙との協議がある場合を除き、物件を設置及び賃貸するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

- 5 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第45条第1項の規定に基づき、甲と乙との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申し立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（契約の趣旨）

第3条 乙は、甲に対し、本契約の条項にしたがって、物件の賃貸借及び運用維持保守からなるサービスを行うことを約し、甲はこれに対し本契約記載の賃貸借料を支払うことを約定するものとする。

（賃貸借物件の内容）

第4条 物件の設置場所、仕様及び数量は、物件仕様書のとおりである。

（立入権）

第5条 乙は、物件の納入、設置、調整、管理及び取引等のため、物件の設置場所に立ち入ることができる。この場合、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

（物件の運送経費）

第6条 乙は、物件を甲の指定する設置場所に搬入するために要する運送料及びその他運送諸経費のすべてを負担するものとする。

（賃貸借期間）

第7条 本契約は、109ヶ月（9年1か月間）を賃貸借期間とした賃貸借契約とする。

- 2 契約期間は、令和8年○月○日から令和18年3月31日までとする。
- 3 賃貸借期間は、令和9年3月1日から令和18年3月31日までとする。

（物件の所有権）

第8条 物件の所有権は契約期間中を通じて乙に属する。

- 2 契約期間満了の際には、乙は、物件を甲に無償譲渡する。

（賃貸借料）

第9条 物件の賃貸借料は、頭書記載の契約金額のとおりとする。

2 賃貸借料は、賃貸借期間の始期から起算し、この契約期間終了日までを賃貸借期間として暦の月ごとに計算する。

(指示等及び協議の書面主義)

第10条 この契約書及び物件仕様書に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、解除、説明及び協議（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 第1項の規定にかかわらず、緊急時又はやむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 甲及び乙は、この契約書及び物件仕様書に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第11条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、物件を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約期間終了後、解約後又は破棄後においても同様とする。

(一括再委託等の禁止)

第13条 乙は、事業の全部を一括して、又は物件仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が物件仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

3 甲は、乙に対して、事業の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第14条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている施行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(一般的損害)

第 15 条 物件の賃貸借開始前に、物件に生じた損害その他事業を行うにつき生じた損害（第 16 条第 1 項又は、第 2 項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（物件仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 16 条 事業を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

- 2 第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額（物件仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、甲の指示、その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示等が不適當であること等甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 第 2 項の場合その他事業を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲及び乙は協力してその処理解決に当たるものとする。

(保険)

第 17 条 乙は、物件仕様書に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券の写し又はこれに代わるものの写しを直ちに甲に提出しなければならない。

(物件の故障)

第 18 条 物件が故障等により使用不能となった旨、甲から乙に対して通知があったとき、乙は速やかに物件の補修又は取替え等を行い、機能復帰しなければならない。

- 2 前項に規定する補修又は取替え等に必要な費用は、賃貸借料に含むものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由により生じたときは、この限りでない。
- 3 その他詳細は、「前橋合同庁舎ほか 6 施設 LED 照明器具賃貸借仕様書」によるものとする。

(管理義務)

第 19 条 甲は、物件を善良な管理者の注意義務をもって管理するものとする。

- 2 乙は、甲が求める場合、年に一度、物件の点検を行い、性能、機能が発揮されている旨を確認すること。性能、機能に不備があった場合、補修又は取替え等により機能復帰すること。ただし、対象施設が複数ある場合、甲乙協議により、各

年度に点検する施設及び施設数について決定することとする。

(監督員)

第20条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。

監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、物件仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 甲の意図する物件を設置及び賃貸させるための乙又は乙の現場責任者に対する事業に関する指示

二 この契約書及び物件仕様書の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

三 この契約の履行に関する乙又は乙の現場責任者との協議

四 事業の進捗の確認、物件仕様書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の監督及び調査

3 甲は、2名以上の監督員を置き、第2項の権限を分担させたときにおいてはそのそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく甲の権限の一部を委任したときにおいてはその委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める書面の提出は、物件仕様書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(賃貸人関係者に関する措置請求)

第21条 甲は、現場責任者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 甲又は監督員は、乙が賃貸借事業を実施するために使用している下請負人、労働者等で事業の実施につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 乙は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

- 4 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。  
(物件設置後の検査)

第22条 乙は、物件の設置を完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、第1項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に乙の立会いの上、物件仕様書に定めるところにより、物件の設置状況を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、物件の設置が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を設置の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(設置した物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない(以下「契約不適合」という。)ものに対する乙の責任)

第23条 甲は、物件に契約不適合があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求又は修補に代え代替品を提供して追完、若しくは修補をとまうかを問わず損害の賠償を請求することができる。

- 2 甲は、本物件が契約不適合により、本契約の目的が達成できないと判断する場合、契約の解除をすることができる。
- 3 第1項の場合において、甲は相当の期間を定めて施行の追完の催告をし、その期間内に追完が完了しない場合、甲は、その契約不適合の程度に応じて賃貸借料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、催告することなく、ただちに減額を請求もしくは契約を解除することができる。
  - 一 施行の追完が不可能と認められるとき。
  - 二 乙が施行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 三 物件の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達成できない場合において、乙が施行の追完をしないでその日時もしくは期間を経過したとき。
  - 四 前各号に掲げるほか、甲が本項の規定による催告もしくは請求をしても施行の追完をする見込みが無いことが明らかと判断したとき。
- 3 第1項において乙が負うべき責任は、第22条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。また、乙は、甲に不相当な負担を課するものではないときには、甲の請求した方法と異なる修補による施行の追完を行うこ

とができる。

- 4 第1項の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求は、賃貸借期間開始日の後2年以内に行わなければならない。ただし、賃貸借期間の終了日後は、修補又は損害賠償の請求を行えない。
- 5 第1項の規定は、物件の契約不適合が物件仕様書の記載内容、甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容又は指示が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(物件の賃貸に関する検査)

第24条 甲は、乙に対し、各年の9月末(6ヵ月分)及び翌年の3月末(6ヵ月分)から14日以内に当該期間における本契約の履行状況について検査を行うものとする。

(賃貸借料の支払い)

第25条 乙は、第24条の検査に合格したときは、賃貸借料の支払いを請求することができる。

- 2 甲は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に賃貸借料を支払わなければならない。
- 3 甲がその責めに帰すべき事由により物件仕様書の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(条件変更等)

第26条 乙は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 契約書及び物件仕様書の内容が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
  - 二 物件仕様書に誤謬又は脱漏があること。
  - 三 物件仕様書の表示が明確でないこと。
  - 四 施行上の制約等物件仕様書に示された自然的又は人為的な施行条件が実際と相違すること。
  - 五 物件仕様書に明示されていない施行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 甲は、第1項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。た

だし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 甲は、乙の意見を聴いて、第2項に規定による調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 第2項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、物件仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 第4項の規定により物件仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは、物件の設置期限若しくは賃貸借料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### （物件仕様書等の変更）

第27条 甲は、第26条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、物件仕様書又は業務に関する指示等（以下この条及び第28条において「物件仕様書等」という。）の変更内容を乙に通知して、物件仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは物件の設置期限若しくは賃貸借料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### （賃貸借に係る乙の提案）

第28条 乙は、物件仕様書について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき物件仕様書等の変更を提案することができる。

- 2 甲は、第1項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、物件仕様書等の変更を乙に通知するものとする。
- 3 甲は、第2項の規定により物件仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、物件の設置期限又は賃貸借料を変更しなければならない。

#### （乙の請求による物件の設置期限の延長）

第29条 乙は、その責めに帰すことができない事由により設置期限内に物件を設置することができないときは、その理由を明示した書面により甲に設置期限の延長変更を請求することができる。

- 2 甲は、第1項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、設置期限を延長しなければならない。甲は、その設置期限の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、賃貸借料について必要と認められ

る変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(甲の請求による物件の設置期限の短縮等)

第30条 甲は、特別の理由により物件の設置期限を短縮する必要があるときは、設置期限の短縮変更を乙に請求することができる。

2 甲は、第1項の場合において、必要があると認められるときは、賃貸借料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設置期限の変更方法)

第31条 設置期限の変更については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が設置期限の変更事由が生じた日(第29条の場合にあっては、甲が設置期限の変更の請求を受けた日、第30条の場合にあっては、乙が設置期限の変更の請求を受けた日とする。)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(賃貸借料の変更方法等)

第32条 賃貸借料の変更については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 第1項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が賃貸借料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲と乙とが協議して定める。

(賃貸借料の変更に代える物件仕様書の変更)

第33条 甲は、第14条、第15条及び第26条から第30条までの規定により賃貸借料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、賃貸借料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて物件仕様書を変更することができる。この場合において、物件仕様書の変更内容は、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 第1項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が同項の賃貸借料を増額すべき事由又は費用を負担

すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(甲の解除権)

第34条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 その責めに帰すべき事由により、設置期限に物件の設置が完了しないと明らかに認められるとき及び第23条第3項の各号に該当するとき。

二 現場責任者を配置しなかったとき、もしくは催告しても業務を施行しないとき。

三 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

四 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ その他役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請負契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請負契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、乙が、第37条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たときは、この契約を解除することができる。

3 甲は、群馬県政府調達苦情検討委員会（以下「苦情検討委員会」という。）から

契約停止の通知を受けた場合は、契約の執行を停止することができる。

- 4 甲は、苦情検討委員会から契約を破棄する提案があった場合は、契約を破棄することができる。
- 5 第1項から第4項の規定によりこの契約が解除又は破棄された場合において、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責めを負わないものとする。
- 6 第1項から第4項の規定によりこの契約が解除又は破棄された場合においては、乙は、賃貸借料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。次に掲げる者が本契約の解除を申し出た場合も、同様とする。
  - イ 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - ロ 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - ハ 乙について更生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（甲の任意解除権）

第35条 甲は、業務が完了するまでの間は、第34条第1項及び第2項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（暴力団等による不当介入があった場合の届出義務）

第35条の2 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある関係者（暴力団等）から不当要求行為を受けた場合は、その旨について、甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

なお、下請業者又は業務関係者（以下「下請業者等」という。）が不当要求行為を受けた場合は、乙に速やかに報告することを当該下請業者等に指示し、その旨について下請業者等から報告を受けた場合は、甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

（談合等不正行為があった場合の解除等）

第36条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、この契約を解除することができる。

一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第7条又は

第8条の2の規定に基づく排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令）又は独占禁止法第85条第1号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

二 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の10分の2に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。

4 前条第5項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

#### （乙の解除権）

第37条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 第27条の規定により物件仕様書を変更したため賃貸借料が3分の2以上減少したとき。

二 甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

#### （解除の効果）

第38条 この契約が解除された場合には、第2条第2項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。

#### （物件の取外し・取付け・撤去）

第39条 甲は、物件を取外し及び取付け、又は撤去する必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得るものとする。

2 物件の取外し及び取付け、又は撤去によって契約内容を改定する必要がある場合は変更契約を締結するものとする。

#### （物件の移転）

第40条 物件の設置場所を変更する必要があるときは、甲乙協議して移転するも

のとする。この場合の物件の移転に要する費用は、その変更の事由が甲にあるときは甲が、乙にあるときは乙が、それぞれ負担するものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第41条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、賃貸借料（この契約締結後、賃貸借料の変更があった場合には、変更後の賃貸借料）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（同法第7条の2第10項の規定に基づき課徴金の納付を命じない場合を含む。）。

二 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 乙が第1項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定めた率で算出した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(賠償金等の徴収)

第42条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から賃貸借料支払いの日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定めた率で算出した利息を付した額と、甲の支払うべき賃貸借料と相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 第1項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定めた率で算出した額の延滞金を徴収する。

(損害賠償義務)

第43条 甲の故意又は重大な過失により物件に損害が生じたときは、乙は甲に対し損害賠償を請求することができるものとする。

2 前項の場合において動産総合保険等で填補された損害に対しては、前項の規定

